

総務委員会会議録

平成22年8月24日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:40

委員長

ただ今から総務委員会をお願いいたします。

「入札制度について」を議題といたします。執行部から資料が提出されていますので、補足説明を求めます。

契約課長

それでは、入札の執行状況について補足説明をいたします。お手元に配付しております資料により、ご説明いたします。

まず、資料の「平成22年度工事契約落札率別内訳表」でございますが、1ページをお願いします。平成22年7月入札分までの工事契約落札率内訳表でございますが、設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、市長部局における件数とその契約金額総額、一番右に上下水道局における件数とその契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満から99.6%以上までの10区分に分類しております。7月末までの市長部局の入札件数といたしましては、49件で契約金額の総額は13億5569万7000円でその平均落札率は91.41%となっております。次に上下水道局の7月末までの入札件数といたしましては、16件で契約金額の総額は2億4402万5250円でその平均落札率は91.34%となっております。

次に、資料2の「平成22年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。市長部局における平成22年7月31日現在の条件付き一般競争入札の実施状況でございますが、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。市長部局におきましては、12件の一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が4件、建築一式工事が8件となっております。12件すべてにおいて、最低制限価格に応札がなされ、くじ引きにより、落札者を決定いたしております。落札率につきましては、一番下の欄に平均として記載しておりますが、84.37%となっております。

次に3ページをお願いします。上下水道局の7月31日までの実施状況につきましては、2件の一般競争入札を執行いたしておりますが、2件とも土木一式工事でございます。いずれも最低制限価格に応札がなされ、くじ引きにより落札者を決定いたしております。平均落札率は84.29%となっております。

それでは、公共工事に関する入札制度改正案の概要につきまして、補足説明をいたします。配布いたしております資料に沿って説明させていただきます。

1ページをお願いします。今回の改正は大きく分けて8項目について検討いたしまして改正案を提出しております。まず、1番目に「条件付き一般競争入札の拡充について」、2番目に「土木一式、建築一式工事の入札参加対象金額の見直しについて」、3番目に「変動型最低制限価格方式の試行導入について」、4番目に「新規業者の取扱いについて」、5番目に「格付条件の見直しについて」、6番目に「前金払い制度の見直し及び中間前金払い制度の導入について」、7番目に「工事費内訳書について」、8番目に「総合評価方式の試行導入について」でございます。

それでは、1番目の「条件付き一般競争入札の拡充について」説明いたします。資料3ページをお願いいたします。現在、条件付き一般競争入札は、土木一式工事では 等級、 等級、 等級で、建築一式工事では 等級、 等級で実施しておりますが、今回の改正案といたしまして、土木一式工事で 等級、建築一式工事で 等級に拡大するものであります。これにより

まして、1000万円未満130万円以上の案件につきましては、条件付き一般競争を試行導入することになりますが、予定価格及び最低制限価格について一部を除き事前公表して実施するものであります。また、土木 等級に発注いたしております草刈・伐採委託業務につきましても業者選考から入札までの過程が工事の入札と同様でありますことから今回の改正に準じて条件付き一般競争入札を試行導入するものであります。

次に専門工事につきましては、業者数の問題等から資料下段に記載の4項目について勘案し、工種ごとの落札率などの推移を見ながら平成23年度以降の導入について検討することといたしております。

資料の4ページに工種別業者登録数及び市長部局における工種ごとの平成21年度平均落札率と平成22年7月末までの平均落札率の比較資料を添付いたしております。

次に資料の5ページをお願いいたします。「土木一式、建築一式工事の入札参加対象金額の見直しについて」説明いたします。現在の土木一式工事の等級ごとの参加対象金額は、等級が3億円未満7000万以上、等級が7000万未満4000万以上、等級が4000万未満1000万以上、等級が1000万未満130万以上となっております。

見直し案につきましては、等級が3億円未満6000万以上、等級が8000万未満4500万以上、等級が4500万未満800万以上、等級が1200万未満130万以上とし、8000万未満6000万以上で等級と等級の参加が可能となり、4500万未満3000万以上で等級と等級の参加が可能となり、1200万未満800万以上で等級と等級がそれぞれ参加可能となります。

次に建築一式工事の等級ごとの現在の参加対象金額は、等級が3億円未満7000万以上、等級が7000万未満1000万以上、等級が1000万未満130万以上となっております。見直し案につきましては、等級が3億円未満6000万以上、等級が8000万未満800万以上、等級が1200万未満130万以上とし、8000万未満6000万以上で等級と等級の参加が可能となり、1200万未満800万以上で等級と等級がそれぞれ参加可能となります。

資料5ページの右の表に年間平均発注件数比較表をつけておりますが、平成19年度から平成21年度までの平均発注件数により算出した件数でございますが、土木一式工事のうち等級で現行が6.00件に対し9.00件に、等級では11.75件が18.75件に、等級では16.50件が22.75件に、等級では37.00件が37.25件に、それぞれ参加機会が増えることとなります。

次に資料6ページの右の表に同じく年間平均発注件数比較表をつけておりますが、建築一式工事のうち、等級で現行が4.25件に対し4.50件に、等級では3.25件が4.25件に、等級では10.00件が10.25件に、それぞれ若干ではございますが参加機会が増えることとなります。

次に資料7ページをお願いいたします。「変動型最低制限価格方式の試行導入について」でございますが、これは実際の入札価格に基づいて算出した額を最低制限価格に設定する方式で、公正な競争を阻害するおそれのある過度に低価な入札を排除すること、施工の質の低下を防止することなどを目的として試行導入するものであります。

まず、導入対象の入札についてでございますが、条件付き一般競争入札のうち先ほど説明いたしました異なる等級の業者が交わって入札を行う場合でございますが、資料の5ページ及び6ページの網掛けした部分について、対象とするものであります。

次に算定方法についてですが、有効な入札が7者以上の場合につきましては、最も低く入札した1者を除き、低い入札から60%を算定する入札とし、端数が生じた場合は算定数は切り上げまして、入札平均額を求め、さらにこの平均額に90%を乗じて千円未満の端数は切り捨てまして、最低制限価格を算定するものであります。この算出した最低制限価格が失格ライン

となるものです。

次に7者未満の場合の算定につきましては、6者の場合では、低い入札から5者の平均を算定して90%を乗じて最低制限価格を算出、5者から2者の場合では、有効な入札をすべて算定して90%を乗じて最低制限価格を算出いたします。

資料の8ページにつきましては、同様の変動型最低制限価格方式を実施している自治体の資料を添付しております。

次に資料9ページから資料11ページにつきましては、シミュレーションした資料を添付しております。

まず、資料9ページのケースDでは、16者参加の場合ですので、全体の60%に該当する算定数は9.6者、端数切り上げで10者算定することになります。最低の1位の入札者を除き2位から11位までの10者を算定して平均を算出し、90%を乗じた最低制限価格は、1058万円になります。これによりまして、1位から3位は失格となり、4位の入札者が落札となります。

資料10ページ及び11ページは過去の実際の入札結果をシミュレーションしたものでございます。詳細の説明は省略させていただきます。

次に資料12ページをお願いいたします。

4項目目の新規業者の取扱いについてですが、市内の新規業者につきましては、建設業法の規定する許可を取得してから2年以上の営業実績が必要としておりましたが、新規業者等の参入機会に配慮するため、営業年数を2年以上から1年以上と緩和するものであります。

次に資料13ページをお願いします。

5項目目の「格付条件の見直しについて」でございますが、まず1番目にペーパー業者等不良不適格業者を排除するため、格付に等級がある工種の土木一式、建築一式工事、専門工事の電気、管水道の格付運用についてでございますが、新規業者については、最下位の等級に格付するものであります。

2番目は、前年度から引き続き同じ工種を希望した場合の格付の場合で、昇級する場合については、1等級上位の等級とするものであります。

3番目は、前年度と異なる工種を希望した場合の格付につきましては、総合点数による格付等級の1等級下位に格付するものであります。資料の14ページの上段から例1、新規業者の場合、例2、前年度と同一工種希望の場合、例3、前年度と異なる工種希望の場合の格付例を記載しております。

次に資料15ページをお願いいたします。6項目目の「前金払い制度の見直し及び中間前金払い制度の導入について」でございますが、受注者の資金等負担の軽減の観点から、前金払いの見直しにつきましては、前金払い率の40%は変更ありませんが、対象となる契約金額が300万円以上かつ工期60日以上という条件を緩和いたしまして、金額が130万円以上とするものでございます。また、前金払いの限度額が1億円とあるものを2億円とするものであります。

次に「中間前金払い制度の導入について」でございますが、当初の前金払いの40%に加え工事の中間段階での請負代金の20%の前金払いをする制度であります。

要件といたしましては、前金払いを受けていることがまず条件になりますが、工期の2分の1以上を経過していること、進捗内容が請負代金額の2分の1以上の額に相当することが必要になります。前金払いの40%にさらに20%の中間前金払いを受けることが可能になります。なお、限度額の2億円につきましては、中間前金払いを含めての上限としております。

次に資料18ページをお願いいたします。7項目目の「工事費内訳書について」ですが、まず1番目に入札時に提出を求める額を7000万円から5000万円に拡大するものです。

2番目に工事費内訳書の内容が不備の場合の無効条件を明確にするもので、入札金額と一致

しない場合、「値引き」という項目でマイナス計上で金額を一致させている場合、指定した内訳書の項目がない場合、各項目での計算が正しくない場合などについては、無効となる旨明確にするものであります。

3番目に工事費内訳書につきましては、「透明性の確保、不正行為の防止、入札が適正に行われていることを明らかにすることが必要」とされていることから、情報を公開すべきものとして全部公開とするものです。

19ページに土木一式工事の積算内訳書の提出を求める場合の参考例を、20ページに建築一式工事の参考例を添付しています。

次に資料の21ページをお願いいたします。8項目目の「総合評価方式の試行導入について」でございますが、今回の入札制度の改正及び条件付き一般競争入札の推移等を見ながら、導入については引き続き検討することといたしております。

最後に資料の22ページをお願いします。今回改正しようとする項目についての適用日、試行導入日を記載いたしております。1項目から3項目までは10月以降の告示分から試行導入、4項目及び5項目につきましては平成23年度申請及び格付け分から適用、6項目及び7項目につきましては10月以降の契約分及び告示分からそれぞれ適用することといたしております。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの資料および補足説明を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

共産党の川上直喜です。

最初に入札制度について資料ということで、資料が出されています。このうちですね、2ページに「平成22年度条件付一般競争入札実施状況 7月31日現在 市長部局」というのがあります。これについて個別的なことをお尋ねしますけれども、番号の1番と2番、三軒屋工場団地線道路新設工事1工区と2工区についてなんですが、それぞれ応札が12、失格が2、辞退が1、2番のほうは応札13で落除きが1で辞退が1と、最低制限価格で応札した業者がそれぞれ5、くじ引きということになっておるんですけれども、業者間でくじ引きでいこうという話し合いがなかったかどうか、調べられたことがありますか。

契約課長

特に調べたことはございません。

川上委員

それでは、次に飯塚市公共工事入札制度改正案が出されております。これを説明も聞きながら目を通しました。1ページの2行目から、今回は平成21年12月の行財政改革実施計画第1次改訂版において、条件付一般競争入札など入札制度のさらなる拡充等の目標を踏まえと書いてですね、以下4点を目指すと書いてあります。1は地元業者の育成、2は公共工事における品質確保、3は公平公正な入札の執行、4は事務の効率化ということになっておるんですね。それで改正の大きなポイントが8項目説明がありましたけれども、この4つの観点に則して見るとどういった角度が見えてくるのかということをお尋ねしたいと思うんですね。それでまず地元業者の育成という観点で見た場合、まずどう改正するかという前に、この間にどういう努力が行われたのかが問われると思うんですね。その辺について、どういうことをしたのかお尋ねをしたいと思います。

契約課長

今までの間、どういう地元業者に対して努力をしてきたかということでございまして、非常に答えにくいといいますか、難しい質問でございまして、まず言えますのは、地元業者の育成について地元業者で履行可能な工事につきましては、優先発注を実施して受注機会を確保してきたといった点は、少なくとも地元業者の育成という形の観点で実施してきているものと考え

ております。

川上委員

具体的に優先発注をした実例、実績というのが数値的に出せますか。

契約課長

具体的な数値は今お示しすることはできませんが、まず原則といたしまして地元業者、市内業者に発注するという入札制度で運用していますことから、まず地元発注、それから地元では対応できないという特殊なものにつきましては市外発注、もしくは大規模なものにつきましては、市内と市外のジョイントベンチャーを組みました発注といったことでございます。

川上委員

そうすると地元の業者では対応できないという工事が、本当にそうかということが問われてくると思うんですね。ですから、皆さんのところで市外を入れた、あるいはベンチャーにしたと、市内外の、その具体的な事例を挙げて、これは本当にそうせざるを得なかったのかね、もう少し地元でできるものではなかったのかとかね、そういう検討が必要でなかったかと思うけども、それが具体的に把握できないんですかね。外に出した分、内外でジョイントでやった分、どういう工事で何件とかいうのは、この間の20年以降でもいいけども、具体的に努力してきたわけでしょ、出した分についてどのくらいあったのかね、それは適切であったかどうかは検討してますか。

契約課長

具体的な市外に発注した資料等がいま手元にはございませんが、まず技術的に難しいといったような工事の中で、例えば橋梁の上部構、こういったものにつきましてはかなり市内では難しいのではないかと、それから大規模な造成工事等、鯉田工業団地がございましたが、大規模なものについては一部市外とのジョイントベンチャーを組んで実施いたしております。

川上委員

鯉田工業団地なんですね。ですから、あなた方がいろんな他にも外に出そうと考えるとそうしたのもあるかもしれないけども、この間の最大規模の事業としては鯉田工業団地がありますでしょう。これについて、地元の優先発注という発想が先ほど示されたけど、それに照らして適切であったかどうかについて総括はないですね。議会からもいろいろ指摘されたでしょう、その当ても。それで今度の入札制度改革に当たって、そのことを検討したかどうかというのが問われると思うんだけど、検討されましたか。

契約課長

今回の改正案につきましては、入札制度検討委員会等にお諮りいたしておりますが、かねてより市内業者優先発注という原則論は変わっておりません。したがって、市外事業者に発注する場合につきましても、業者選考委員会のほうに諮りまして、それが適切であるかどうかを判断した上で決定いたしておるところでございます。

川上委員

それは鯉田工業団地について市内外のジョイントでいきますよということを決めるときの話でね、その後あなた方は地元業者育成の観点から今度の入札制度改革案を出したわけでしょ。だからこの改正案を出すときに、鯉田工業団地、最大規模級という意味もあるんですよ、事業費が、これが適正であったかどうかを検討したかどうかが重要と思うんですよ。あなた方が検討して、あれは適正だったというのであればね、それに基づいた認識での改正ということになるでしょうし、あれが適切ではなかったのではないかとということなればね、それに基づいた改正が出てきてもしかるべきと思うんですけど、そこを検討したのかという、後で振り返ったかということをお聞きしたんです。

契約課長

鯉田工業団地につきましては、工事が竣工した際に特に問題なく進行したという報告を受け

ているところでございます。

川上委員

そういうことじゃないんですよ。工事ができたかとか聞いてない。その工事を通じて地元業者の育成を図るという観点から見た場合、市内外のジョイントでよかったかと、やむを得なかったのかと、さらに言えばね、下請は市内業者優先的に使ってくださいというようなことをまともに言ってないでしょう。だからそういうことを含めた検討をやらないままの、今回の改正案なのかということを知っているわけですよ、ストレートに言えば検討をしてないんですね。

総務部長

質問者言われる案件、鯉田工業団地につきましてもすべてが市外のJVではございませんで、市内でできるもの、市外については一部必要なものという形でさせていただきました。この竣工、先ほど言いましたように、につきましては適切に竣工がなされたという報告も聞いておりまして、そういった経過の中での、入札制度の中での意見交換の中で今回の制度をまとめたものであるということについて、ご理解のほどよろしく願いいたします。

川上委員

今の答弁聞きますとね、結局この地元業者の育成の観点を1番に挙げておるんだけど、平成20年の夏以降の一定の改正もやってきたんだけど、鯉田工業団地については地元業者の育成という観点でどうかというのを、再検討してないと、検証してないと、工事がうまくできるからということだけしか言ってないでしょう。地元業者の育成という角度から見たらね、どうだったのかっていう検証してないということになりますよ。検証したんですか、何か。

契約課長

若干繰り返しになるかもしれませんが、鯉田工業団地の発注につきましては、地元業者に最大限配慮した形での発注をしたものというふうに考えております。

川上委員

課長がいま考えたわけですよ。ですから、私は今回の改正内容は非常に重要な内容、一部問題もあると思うんだけど、出てきてると思うんですよ。このときにこの間の最大の懸案だった地元業者の育成、鯉田工業団地造成工事についてまともな検証していない、まともではなくて検証していないということがいま明らかになったと思います。それでね、そういう検証なしの改正ということになるんだけど、今回の改善ポイントとの関係ではどういう考え方で、この地元業者の育成ですよ、8つの改革をしたのかね、その角度からもう一度説明してもらえますか。

契約課長

今回の改正につきましては、条件付一般競争入札などのさらなる拡充といった目標に加えまして、地元業者の育成、それから公共工事における品質の確保、公平公正な入札の執行、事務の効率化、先ほど御指摘がありましたこういった4点を含めまして全体的にこういったことを勘案いたしまして、8項目について検討いたしまして改正につきましては7項目改正という形で検討いたしまして案を提出させていただいております。

川上委員

大事なことはね、今の経済情勢があるでしょう。それからこの間に入札制度を改革してきましたね。いま地元の業者の経営状況はどうなってるかと、廃業がどういうふうに出ているか、新規がどうなのかという状況把握を行ったはずですよ、あなた方は。それで、今までの制度の中でどういう点が不足しておるのか、あるいはこの間効果があったのか、さらに伸ばしたいのか、そこを聞きたいわけですよ。いろいろ考えておられるのはわかるけど、そういうなんていうか、大きい把握、そこをどう考えたのか知りたいわけですよ。よその自治体でやってるからね、やってみましたと、国が言うからやってみましたということじゃいかんだろうと思うわけです。だから、飯塚でどうなのっていうのを考えたはずですから、そこを聞かせてください。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:34

再開 10:35

委員会を再開いたします。

契約課長

今回の改善の中につきましては、入札参加機会の増大、それから中間前金払制度の導入によりましては資金等負担の軽減、それから新規業者の参入機会の増加とあわせてペーパー業者、不良不適格業者の排除、それから工事費内訳書につきましては明確化を図り拡大しながら全公表という形の中で透明性公平性を図っていくといったものが主なポイントということでございます。

川上委員

地元業者というふうに言って業者数も出ているんだけど、どういうランクの業者がどういうふうに苦しんでおられるのかという把握というか経営状況、それからそこで働いている労働者に対する賃金の支払いの状況ね、そういう状況把握の中で一般的に考えれば零細の方が苦しいだろうと思います。そういう状況の把握の中で地元業者全体としての育成、それから新規をつくり出そうとかね、あるいは地元業者の中ではより下位に格付されてるところに手厚くならないとかね、そういう角度での検討が必要だと思うんですよ。つまり、経済部商工観光課との密な連携も必要ではないかと思うんです。場合によっては納税のほうともね、企業情報、個人情報とは別にしてですよ、連絡取って状況把握してどこに手を打つべきかという角度もいるかもしれないと私は思ったわけです。そういった点でいうと、まだ十分じゃないんじゃないかと。8番に総合評価方式の試行導入についてとあります。これについては来年度以降も引き続き検討するというのを今から決めてるわけですよ。だからもう平成23年度実施とかは考えてませんということ言ってるわけですね。それで、そういうことを決める必要があるのかなと思うんです。23年度実施しないと書いてるに等しいわけですよ。実施しない、検討すると言ってるだけに等しい。いろんな理由があると思います、これについては。実績があるところはどんどんその実績を積んでいって、評価が高くなるというようなこともあるのかもしれないけど、実績の中には工事を請け負った規模の事業量というのものもあるかもしれないけども、全国的にはその事業所がきちんと労働条件を守ってるかとかね、労働基準法を守ってるかとかね、それとか賃金をきちんと払うべきものを払ってるかとか、というようなことを含むわけですよ。だからそういう角度からすると、この総合評価方式の積極面もあると思うんですね。だから、23年度以降やらないと決めないで、私は23年度以降も引き続き検討するじゃなくて、検討するというでね、状況によっては実施するというのも起こりうると思うんですよ。だからもう少し総合評価方式については、本来国などがどういう発想でこれを提案しておるのかな、踏まえてよく研究する必要があるんじゃないかなと思います。それから2つ目の観点なんですけど公共工事の居留品質確保なんですね。これについてはこの間、この間というというのはどれぐらいの間というのがあるかもしれないですけど、市としては発注した工事がたくさんあるんですけど、その品質確保という点について言うところのどのように評価、全般としてされておるかをお尋ねします。

契約課長

公共工事における品質確保につきましては、工事の竣工ごとに工事成績をつけております。業者個々に通知するとともに、主観点数として経営審査の点数に加算いたしまして、総合点数として格付に反映し、品質確保に努めているところでございます。

川上委員

今まで問題がなかったということですね。

契約課長

おおむね工事成績を一般的に見てみますと、土木で80点以上という成績で上がってきておりますが、この工事成績でまず80点を超えますとプラス、65点を下回りますとマイナス、の評価がつくシステムでございます。従いまして、66点から79点につきましては普通の評価ということでございますが、一般的に80点を超えた平均点が出ておるということで、品質的には特に問題がないというふうに考えております。

川上委員

鯉田工業団地を7月14日の大雨のあと見に行ったんですよ。そうするとね、調整池に職員が行って、ポンプで水をかき出してるわけですよ。これはどうしてですか。調べてますか。調整池というのは水をためて、徐々に排水するための施設でしょう。それをね、ポンプで吸い出し排水してるんですよ。状況を把握してますか。なぜそんなことしたんですか。

土木建設課長

14日の午後5時過ぎ、5時50分に確認に行きまして、そのとき満水状態であったと。満水状態から雨が上がるのを待ちまして、満水状態にそのままなっておりましたので、15日さらにまた雨が降るかもわからないということで、天気予報等では降らないような予想が出ておりましたけど、万が一ということもありますので、仮設ポンプで調整池の水位を下げたという状況でございます。

川上委員

この調整池は相当な雨が降っても絶対満水にならないように造ってあるんですよ、設計上。あなたが答弁したでしょう。ここの調整池がどうかなるときは飯塚市内全部水浸しと。それぐらいの雨が降らないと問題は生じないということだったんですよ。ところが、ポンプをつけないと対応できないような調整池になってるわけですよ。これは施工に問題あるかもしれないでしょ。設計そのものがどうであったかというのもありますよ。施工がどうだったのか、これは調べる必要があるんじゃないですか。そういうことを調べないで品質がOKですと、おおむねOKというふうに言えないでしょ。おまけに造成地を見たらね、あちこちに穴を掘ってるんですよ。池みたいに水がたまってるわけですよ。ヒューム管入れて土砂をね、流し込まないためそこで土砂をとってますとかいうのもあるかもしれないけども、そうじゃない穴がボコボコあるわけですよ。これは調整池にそれ以上水が行かないように、分譲用地の所に水をためたんじゃないんですか。とすると、設計そのものが間違ってる可能性も高いけれど、あるけど、施工は適正に行われたかどうか調べ直す必要があるんじゃないかと思うんだけど、調べ直しましたか。

土木建設課長

調整池の構造と申しますか、品質については、竣工検査によって確認をしており、図面設計どおりできております。それから売り地と申しますか、そこに穴を掘っているということで、あれは吸い込み口、はけ口ですね、はけ口の排水の飲み口の部分に敷地の土砂が入らないように、外側にさらに素掘りで掘って、うわ水だけを排水するようなふうに便宜的にやっておるところでございます。仮に誘致企業等が来て造成をされますと、その部分はなくなるということでございます。

川上委員

じゃあ同じ雨が降ったときには、この調整池には排水ポンプが1基じゃ足りなくなるかもしれないね。そういう仕事をしてるんですよ。おまけに鯉田蛭子町付近は平成15年の7・19なみの水害じゃないですか。従来考えられないような水が地域に大量に来てますよ。このくらいたまってるんですよ。目の前田んぼなんですよ。それなのに、家のこの辺ぐらいたまってるんですよ。今まであり得なかったような水害が起きてるわけですよ。この鯉田工業団地は5工区、複雑な工区割をして発注したんだけど、5工区とも最低制限価格、事前公表の最低

制限価格でくじ引きでしたでしょ。今度の変動型の最低制限価格方式の試行にあたって、この鯉田工業団地のこのくじ引きの問題について、何か考えるところがありましたか。

契約課長

ご質問の変動型最低制限価格方式について、鯉田工業団地の例を参考にしたかということでございますが、特に鯉田工業団地の最低制限価格での抽選による決定の分について検討したわけではございませんが、かねて平成20年7月から導入いたしました条件付一般競争入札につきましては、ほとんどの例で最低制限価格のほうで応札がなされ、くじ引きで決定ということでございます。こういったことを踏まえまして、変動型最低制限価格の決定方式というのは、公正な入札を阻害するおそれのある過度に低価な入札をひとつ排除すること、それから施工の質の低下を防ぐことを目的ということで、低いほうからの60%の平均値を取るといったような形で、業者の方の見積を平均化するという形では市場価格が反映されてるといった形での入札の決定ということになるのではないかとこのように考えております。

川上委員

私は最低制限価格の事前公表についてはですね、その時代、状況のときに一定の有効性があったと思います。しかしこの事前公表であるがために、くじ引きでいこうという話し合いが行われないのかという疑問もあるわけです。くじ引きで行って何のいいことがあるのかと。工事材料をめぐるやりとり、それから下請に入るやり取り、労働者の派遣、そうした形でね、くじ引きで行こうというようなことが行われないのか考えたことはないですか。そんなことはないと思いますけども。そうすると、まあ先になりますけど、この公平公正な入札の執行と品質確保の両面から、変動型と言ってるのは本質的にはこれは事後公表なんですよ。事後公表なんですよ。だからくじ引きで行こうねという話し合いがしにくいですよ。だからこれは私は今の段階ではですね、一定の有効性があるのではないかと、品質確保という点からいっても公平公正な入札の執行という点がいつでもあり得ると思います。ところが、あなた方は鯉田工業団地のことについて、品質は確保されたということも含めて、市発注工事はこの間のやつは全部品質が確保されて問題はないというように言われるもんだから、この変動型についても十分な総括を踏まえた改正になってないのじゃないのかと。そうすると、これは一定の有効性が期待されても、絵に描いたもちとかいうことにならないのか、そういう心配をするわけですね。

それで3点目の公平公正な入札の執行についてですが、落札率がこの間の改正の中で大幅に下がりましたね。もう談合とかはもうやれなくなったんじゃないかというふうに思っているかもしれないけども、一部で落札率が90%の中ほどで推移してるところがありますね。どこですか。どういう工事ですか。

契約課長

資料の4ページにございますが、専門工事で申し上げますと、市長部局の21年度平均落札率でいきますと、95%に近いところにつきましてはとび、交通安全、それから舗装、造園、とびの解体、一番下の防水ですね。それから右のページの屋根工事、管のガス工事が平成21年度におきましては95%に近い、もしくは若干上回ったりしている工種でございます。

川上委員

とび解体について見ますと、97.57となってるんですが、どうしてこんなに高いまま来ておるのか疑問を持たれたと思うんですが、何か調べられましたか。

契約課長

あくまでも入札の結果という形でございますので、特に調査、調べたりはいたしておりません。

川上委員

それは入札の結果から数字が出るんですけど、こういう高い数字がずっと続いてくると、他は下がってるのにずっと続いてくるといときには、やっぱり話を聞かないといけないですよ

ね。私は本市が合併してスタートする時に、平成15年7.19の大水害を受けて、前後して都市下水路、潤野とか枝国のね、あの工事が非常に高く90、100%近い数字で落札がいったでしょ。その業者になぜこんなことができるのか聞きに行ったらどうですかというふうに言って、行かないと言ったけど、その後あなた方は調査に行きましたね。話を聞きに行ってるんですよ。そういうこともやってるんだから、どうしてこんな数字になるのかきちんと聞いておかしいですか。そういうことをして今度の改正ということになるんじゃないかと思うんだけど。それで、公正公平な入札の執行という点とそれから品質確保にもかかわると思うんだけど、工事費内訳書について前回入札制度について検討したときには執行部のほうで不統一がありましたね、無効とするのかとか、情報公開についてどうかと。今度はきちっと出てきてます。どういう検討したのか、内部で。あれだけ不統一だったのがどうしてまとまったのか、お尋ねしたいと思います。

契約課長

工事費内訳書の記載内容の不一致によりまず取り扱いについて、確かに前回の総務委員会の中で一部無効、失格のところははっきりしてなかったということを踏まえまして、内部的にはきちとした形で統一を図ろうということで、入札制度検討委員会のほうにもお諮りいたしまして、きちとした形で外からでも公平公正な形で取り扱おうということを前提に検討いたしまして、今回改正案を提出させていただいてるところでございます。

川上委員

要するに本気になったということですね。前回この問題を議論したときの不統一というのは、あなた方がこの問題で本気でなかったことを証明したことなんですよ。そのあと、要するに具体的にやろうとすると、この問題にぶち当たらざるを得ないわけでしょ。それは本気になったからどうしてもやらないといけないということになったと思うんだけど、福岡県、あるいは地方整備局などと何か話し合いをしましたか。

契約課長

特に上部団体とは協議、話はいたしておりますませんが、統一化を図ることにつきましては、情報公開につきましてはですね、先進地また県内の情勢あたりを調査いたしました。参考までに、特に大きなところでは、全国では長野県、鹿児島県、三重県の鈴鹿市、奈良県の生駒市あたりは明確に全部情報公開という形をとっておりますし、県内では全部公開とはっきり対応しているのが直方市、筑後市、筑紫野市、嘉麻市、4市が全部公開ということでございましたので、そういったものを調査いたしまして、検討いたしております。

川上委員

いま言われた市町村一般市は飯塚市よりも早くそうしとるわけでしょ。だからそういう意味ではいい意味での地域間競争に遅れを取っておったということなんですね。ぜひこれが全体として適正な工事発注につながり、そしてそれを通して住民福祉の向上にもつながるし、地場育成にもそれがつながるようにですね、なるように期待をしたいと思います。

それから4点目ですが、事務の効率化というのがよくわからないんですね。今度の改正によってどういう事務の効率化ができるのか、お尋ねをしたいと思います。

契約課長

事務の効率化という点につきましては、今回土木一式工事、建築一式工事におきまして、1000万円未満130万円以上にまで拡大することによりまして、かねてからこの土木4等級、建築3等級に指名競争入札で行っておりましたときの指名の作業ですね、10社ごとの指名作業、それから指名通知をする際のFAXでの送信、それからFAXを受信できたかどうかの確認、そういったものが事務の簡素化が図れるということでございます。

川上委員

わかりました。先ほど鯉田蛭子町の浸水の状態をこのくらいと言いましたから、会議録では

何のことがわからないと思うんで、路面から1 m近くの所がありました。それは言うておきます。それから概括的になりますけれども、この4つの観点の前に第1次実施計画第1次改訂版のことがあるわけですね、行財政改革の。改めて第1次実施計画では入札制度改革についてどのように書いていたのか、それから今度改訂版ではどのように書いているのか見てみると、前後はあまり変わらないんだけど、中段のところ、非常に重要なところが削除されているわけです。削除されていると私が思うところを読み上げますと、「不良不適格な業者を排除し、談合による落札率の引き上げを防止する等のための調査、検査体制の充実を図り、・・・」これがですね、削除をされてるわけです。どういう考え方でこれを削除したのか、お尋ねをします。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:02

再開 11:11

委員会を再開いたします。

契約課長

ご指摘の不良不適格業者の排除、それから検査体制の充実といった部分について削除されるといってご指摘でございますが、検査体制の充実につきましては、検査部署等考慮した形で平成18年度行財政改革のほうに掲げておりましたが、現状に合わせて文言の整理等を行ったということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

川上委員

この制度改革の中にはですね、不良不適格業者は排除したいという改正内容があるでしょう。それから、落札率の引き上げ防止というのを削除してるけど、先ほど指摘したように100%近いところもあるじゃないですか。そのためにはもう調査検査体制が要らないと、充実を図る必要がないということになるんですか。別の形で調査検査を行えるということでしょうか。

総務部長

組織体制の中でそういった強化部署をつくるという観点もございましたものですから、そういった表現も入れた分もございますが、現行体制の中でそういった部分については適切に行うようにですね、現在やっております、あえて表現を抜いたということではございませんので、その分についてはご理解のほどよろしくお願いいたします。

川上委員

これは行財政改革の実実施計画の中の話なんだけど、同じ行財政改革の名のもとに担当部のあるいは担当課の職員を減らすということで、こういう体制充実を図るといって削ってしまったんじゃないんですか。職員を削りたいということで充実を図るといって削ってしまったんじゃないかと心配するんですけど、そんなことはないですか。

総務部長

そういうことではございません。組織、検査体制といいますが、検査用の技術職員、そういったものの配置とかですね、そういったものの検討もございましたものですからそういった表現をいたしておりましたけども、現行体制の中でその部分については対応してあるところでございます。

川上委員

ここは必要に応じてその事業所の状況を見に行ったりとか、現場を見に行ったりと、工事現場を、という必要があると思うんだけど、そういう体制が充実を図らないといけないという認識は変わらないってことなんですね。そうすると、先ほどアドバイスをいただく機会があったんですけども、原課のほうで工事を出すでしょ。監督もするでしょ、それで出来上がりますと、でDですと、品質確保できとりませんと、65点以下ですとかいうわけにいかないでしょ、原課のほうで。そういうことがないように途中で見つけた場合は指導して、完成時期には

100点満点、85点でもいいけど、きちんと品質が確保できましたということに原課のほうはするわけでしょ。ですから、原課に最終的な品質のこととかも含めた検査体制というのは無理でしょう、理屈的に。そう思われませんか。

総務部長

工事発注いたしまして、そして当然職員のほうが監督者として検査をするわけですね。その中で、当然設計に携わった者、それがチェックしないとわかりませんし、そういった中で出来高、そういったもの施工の状況をチェックして行って、適切に管理監督をやっておるといふふうに認識いたしております。

川上委員

だから、自分に魔法をかけるとそういう答弁が出てくるわけですね。だから先ほど私が質問した内容をよく研究してもらいたいわけです。やっぱり発注担当したところでない別の形でね、技術者を含めたチェック体制が取れるようにやるべきだと思います。人が増えるかもしれませんが、いいじゃないですか。それによってきちんとした公共工事が行われ、談合が防止できるとかなれば、行財政改革の趣旨に沿うと思うんですね。それで再度確認しますが、先ほどの総務部長の答弁によると、これは削除をしてしまったんだけど、この立場を堅持するというのでいいですか。

総務部長

当然行革の実実施計画ですね、2次の見直しにつきましても現行項目についてはそのままですね。現行項目、これについては引き継ぐという中で新たな見直しということでございますので、当然、1次にあった分については、見直しの中でも引き継いでおるというところでございます。

川上委員

文章としては消えているけどもこれは堅持しているということをも明言されましたので、それを確認しておきたいと思います。

それでしばし制度改正案から離れるわけですが、この4つの観点で入札制度改正というふうに使われています。これ突き詰めていくと、一つひとつの工事において住民サービスがきちんとね、工事を通じて行われるということと同時に、業者とそれからそこで働く人たちをきちんと守ることが大事になるわけですね。その点でいうと、いま全国的に注目されている公契約制度についても、私は本市として導入について研究する必要があると考えてるわけですね。全国唯一公契約条例を制定した野田市について調査をされておるとは思いますが、どのような状況なのか簡潔にご説明願えますか。

契約課長

公契約条例の制定の件でございますが、公契約制度の導入につきましては、千葉県野田市が公契約にかかる業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とするといった内容で公契約条例を制定しているというところは承知いたしております。それからこれにかかわりまして、2009年の全国市長会におきまして全体で756自治体が国に対しまして公契約法の制定に関し意見書が出されているというところにつきましては承知いたしております。

川上委員

現在のような景気が厳しいような状況の中で、談合防止ということで積極的な入札の改革も進んでいくということになって、ところによってはですね、最低制限価格で入札が集中してくじ引きというので、それでも本来は十分利益が上がるべき工事もできるし利益も上がるべきところかもしれないけど、さまざまな形で労働者にしわ寄せが来るといのが広がってるんですね。それで、そこにメスを入れるというか、手を入れるということだろうと思います。全国市長会ではこういった内容を国に要望しているか、紹介していただけますか。

契約課長

要望の内容につきましては関東市長会及び全国市長会の決議におきまして、日本の実情に見合った公契約法を検討することという要望項目で議決されておりましたが、全国市長会の正式な国に対する提案につきましては、決議要望事項ということで調整がなされまして、その結果公共工事における建設労働者の適正な労働条件を確保するため、関係法令の整備を図ることという文章になった形で要望がなされております。

川上委員

先ほどから申し上げますけれども、地場業者の育成というのは引き続き良好な公共工事をやっていただくために業者を育成しなければならないという側面と、そこで働く労働者を保護するという両面があると思うんですね。そういった点からいうと、いろいろ難しい課題があって入札制度の改正についてもさまざまな工夫がいるんだけど、それを根底から補うものとして、この建設労働者の適正な労働条件を確保するためにというこの法律が、条例が必要だということ言っているといるんですね。本市としてもですね、ぜひ導入に向けて調査を始めてもらいたいというふうに思いますが、ご見解を伺います。

総務部長

先ほど課長もお答え申し上げました公契約、この条例自体が労働契約の内容に介入するというような問題点もございます。それで公契約に関する法律という上位法、これを市長会で論議がなされておるとい状況でございます。ですから、質問者が言われました案件につきましては他市の状況、市長会の動向等を検討いたしまして、今後の勉強していきたいというふうに考えております。

川上委員

野田市は昨年9月に条例制定して、ことし4月からもう実施してるんですよ。その過程でILOの立場だとか、それから日本の各法制の立場を議論していて、すでにクリア済みなんですね。だから、その点総務部長心配されることはないはずですよ。ですから、ぜひ導入に向けて調査を進めていただきたいというふうに思うわけです。続いて、地元業者の中では非常に零細な業者に目を向けたが質問になると思います。この間ですね、小規模な工事、希望登録制度の導入について質問もし、要望もしてきました。最近では昨年8月4日の委員会で、契約課長が県内の自治体の調査をしていきたいというふうに言われました。11月の委員会では、大野城市を調査したということでした。今年の1月にはその後春日市にも行ったというような状況なんですね。それで、この半年の間にさらにどういったところを調査したのか、お尋ねをしたいと思います。

契約課長

小規模事業者登録制度につきましては、導入している市で確認できております市は、福岡県内で9市でございます。4月末に春日市、それから宗像市に視察に行っていました。春日市につきましては登録システムの一元化ができるようになったことが導入した1つの要因ということでありました。それから今年度導入したことから発注の実績等をお尋ねいたしましたが、まだ発注してスタートしたばかりで確認はできていないということでもございました。また宗像市につきましては、4月から受付中ということで、8月20日現在、受付件数が10社ということでもございます。

川上委員

そういう調査を受けて、導入についてはどういう検討されておるのか、お尋ねします。

契約課長

小規模事業者登録制度につきましては、先進地の状況で学校や公営住宅の小規模な営繕関係でいえば申し込みがあった、そういったこと、また小規模事業者登録から指名業者への昇格登録があったといったような状況を聞き及んでおります。こういったことから、物品、役務の指

名業者に影響の少ない少額な範囲で導入について前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

川上委員

スケジュール的にはどういふふうに考えていますか。

契約課長

前向きに検討をさせていただくということでございますので、当面は来年度から投入できる方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

川上委員

来年度から実施したいということなんですけども、それについてどういふ課題が本市としてはありますか。

契約課長

課題といたしましては、新たに小規模事業者登録制度を設けましても、そこにだけ別枠で予算があるわけではございませんので、従来型から物品、役務の業者の中で一緒に交わって参加していただくこととなりますので、極めて少額な範囲でという形で検討いたしたいというふうに考えております。

川上委員

市長は最近ですね、企業誘致部門を縮小したように聞いています。鯉田工業団地については相変わらずの状態が続いてるでしょ。こういう中で、名古屋で一晩で140万円も使うようなセミナーを11月のほうにもやろうとしていることなんだけども、そうしたことも含めて、それから出すべきでない補助金もまだ何千万円もあるでしょ。部落解放同盟と共産党ずっと言ってますけども。そうしたことをきちんと正していきながら、国、県が経済対策で相当な事業を組み込んできてますでしょ。こういうものをよく研究して、住民生活に非常に密着した部門の公共工事を出していくことができれば、いま営繕と言われましたけども、小規模だけにとどまりませんけど、小規模の修繕にもっと予算をつけることはできると思うんですよ。今は予算がこれだけですから分けるだけですと、そこが課題ですというふうに言っていましたけど、そういう分野に予算を出すことは、増やすことは十分できると思います。9月の補正でも12月の補正でもあるわけだから、そういう予算を増やすということで、いま答弁にあった課題はクリアしてもらいたいと思います。いずれにしても来年度実施ということですので、その工夫については引き続き質問もしていきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

濱本委員

ちょっとお尋ねします。5ページの問題でございしますが、この事業を取り入れるという形になれば、例えば8000万円から3000万円までの中で業者の数が63ぐらいの業者が増えるわけですけれども、ひとつはこういった中で特定を持った業者と持っていない業者、こういう事業によってはそういうものが入ってくるんじゃないかと思いますが、その点の扱い方はどういふふうに考えてあるのか、ちょっとお尋ねいたします。

契約課長

5ページの網掛けの部分でお答えさせていただきますと、6000万円から8000万円未満のところでは1等級、2等級が重なって参加することになります。ここににつきましては、1等級につきましては特定建設業の許可が前提に格付を行っております。2等級につきましては特定建設業を持たれてる業者の方とそうでない業者さんがおられます。この間につきましては、土木でいえば特定建設業の許可を持たないと3000万円を超えて下請けに出せないわけですが、入札参加する場合につきましては3000万円を超えて下請けできない業者さんにつきましては、自社施工が前提という形で入札参加をさせていただくというふうに考えており

ます。

濱本委員

課長が言われることもわかりますけども、事業の内容によっては下請けに出さないといかない事業があるわけですよ。

契約課長

今お尋ねの件でございますが、あらかじめ下請金額は3000万円を超えるものが予定されている場合につきましては、特定建設業の許可が前提になるかと思えます。そういった場合につきましては特定建設業を持たない業者さんは参加できないということになります。

濱本委員

細かいことですが、この業者数はこれくらい広くなれば入札の場所、まあ今ここに職員がいるだけでも約60名はおると思いますが、これくらいの大きな場所が必要と思えますけども、それとこれは私が心配することではないんですけども、駐車場とかそういうような問題がたくさん出てくるだろうと思えますが、その点は、例えば私が今まで関係していました穂波支所の中で入札をやるとするならば、駐車場のなんか業者さんが置けない。そうすると入札時間に間に合わない、失格とかいうような形になってくると、そういうような場面も出てくるんじゃないかと思えますが、その点はどういうふうに対処してやるか、ちょっとお聞きしたい。

契約課長

ご指摘の部分につきましては、土木でいいますと網掛けの部分で最大参加業者は60社、63社、3等級と4等級で90社ほど見込まれますが、あらかじめ参加申請を受け付けますので、その時点で最大参加業者数があらかじめわかりますので、その時点で駐車場が狭隘であるといった啓発については努めていきたいというふうに思っております。また庁舎管理とも十分連携を取って、そういうことが起こらない形で対応していきたいというふうに考えております。入札会場につきましては、現行で1席に2社ずつ座っていただく形をとっておりますが、3社座っていただく形に対応してまいりたいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「請願第18号 ぐらし支える行政サービスの拡充を求める請願」を議題といたします。

おはかりいたします。本件を審査するにあたり、紹介議員として川上直喜議員に出席を求め、説明を受けたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員さんは紹介議員席にお着きください。

それでは本請願について、紹介議員の説明を求めます。

川上議員

私は紹介議員の吉田義之議員、古本俊克委員、楡井莞爾議員とともに紹介議員になっておりますが、本日は私のほうから紹介をさせていただきたいと思えます。

まず請願者の紹介ですが、お手元に請願文書がありますけれども、国家公務員労働組合福岡県筑豊地区協議会となっております。議長の沼口武広さんですね。この組合は通称「国公労連」、正式には「日本国家公務員労働組合連合会」であり、内閣府と総務、法務、財務、文部科学、

厚生労働、経済産業、国土交通省の各省、さらに人事院、裁判所及び関連関係する独立行政法人、国公立大学法人などで働いている正規あるいは非正規の労働者で組織されている組合です。お話を聞きますと、現在の連合体になって33年というふうに聞いております。

組合としての立場は2点強調されていました。1つは他の労働組合と同じように、公務労働者とその家族の生活労働条件の維持向上というのがあるわけですが、第2にですね、公務公共サービスを担う労働者としてその専門的な知識と能力や条件を生かして、国民のための行財政、司法の確立を目指して、国民の皆さんと一緒に取り組むというような立場を表明しておられました。

今回の請願の中心は国の地方出先機関を住民サービスを壊すような形で統廃合するのはやめてもらいたいという趣旨が中心であります。本市にはご存じのとおり、たくさんの国の出先機関があり、県や本市とも連携を取りながら住民の生活権利、最低限の生活と権利を守るためにさまざまな活動をしているところです。そういう状況の中で非常に重要な役割があるわけですが、政府がこのところ地域主権戦略大綱を閣議決定し、この中で国の出先機関の原則廃止、抜本的な改革と呼んでいますけれども、を進めるようになってきています。これについては既に5月21日と24日にそのための公開討議というのを政府はしているんですけども、そうしたのも踏まえて今月8月までにアクションプランをまとめていきたいと、アクションプランの準備を進めて年内に策定したいというようになって、本市、それから筑豊地域の国の出先機関の今後のあり方については非常に大きな変動が生じかねない事態に今なっています。本市にとっては特にハローワーク、雇用の不安が大きく、ハローワークはどうなるのかとか、それから一級河川がありますので遠賀川事務所がどうなるのか、さらに国道については筑豊維持出張所などどうなるのか、非常に心配な面があります。こうしたことが国と地方の話が話し合いの場できちんとされなければならないんですけども、今の段階ではこの統廃合、さらに分野によっては地方に移管するということが、地方への財源の手当の検討も十分に行われないうまま行われようとしているわけです。ですから、そういう十分な検討もないままの統廃合や移管は行わないようにという意見書を出してもらいたいということでもあります。

委員長

紹介議員の説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

八児委員

すみません、1点だけちょっとお聞かせ願いたいと思います。この件によりまして国家公務員の方々が首切りにあうとか、そういうような形があるのかどうか、これについてわかれば教えていただきたいと思います。

川上議員

原口総務大臣もいろんなところで言うてありますけれども、生首を切るようなことはできないというふうには言うてあります。しかし全体として退職不補充等によってですね、定員削減を進めていくということにはなっていて、全体として私は行政サービスが低下する危険も伴っているという心配をしております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。川上議員さん、ありがとうございました。

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですので、暫時休憩いたします。

休 憩 11:45

再開 11:51

委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

八児委員

少し私の経験からちょっとお話しさせていただきたい分がございますので、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。実は私が旧穂波町の職員のとときに水利権の更新申請をしまして、実は10年期間の更新なんですけども、1年前に電話がかかってきてしっかりやっていこうという話で、これは遠賀川河川事務所の調整官から電話がかかってきました。本当に丁寧だなと思っておりましたけれども、実際にはですね、その調整官と私はお話しをして、ずっと調整をして1年間かけてやったんですけども、この認可は地方整備局がやっておりますけれども、整備局の担当官がなかなか「うん」と言わないんですね。1年間かけて10回ほど遠賀川河川事務所の職員とはやりとりをしたんですけど、直接お話ししようと、いろんな問題があるからですね。直接行って話をしようというところにおきましては、実際やれないんです。本当に国への機構が少しは形骸化して地方の意見を聞かないとか、そういうふうなことがあるんじゃないかというふうに私も思っております。窓口はどこかといいますと、じつは窓口は出張所なんですね。出張所に書類を出して、話をするのは遠賀川河川事務所で、認可は福岡の整備局がするというので。ここらへんがですね、直接、福岡ですから行って話をするというので大概言ってますね、実は年度末3月31日までに申請をしなくてはいけなかったんですけども、実はこれまでに調整できませんで4月過ぎて出しました。認可が下りてきたのが約半年過ぎです。この間は基本的に認可なく水を取っていたというか、そういう形になるんじゃないかと思っておりますけども。本当にですね、仕事が多いのかどうかわかりませんが、やはりスピードアップ、また地方の住民サービスが向上するということになれば、私はこの点については十分考えさせていただく分がちょっとあると、そのように思っております。ただ、実は職員の方々は本当に丁寧で、こういう出張所にしても遠賀川河川事務所職員にしても、きちっと、我々なかなか忙しいからお前たちが仕事できんからということで、きちんとお話をして調整はしていただけるんですけども、なかなか現実には国の体制が厳しいと、私には思えてなりません。そういうことで、なかなか、このへんについてはしっかりとちょっと今後検討させていただくというか、そういうふうに思っております。そういうことで結果としては、基本的には私としては国の機構の、やっぱり小さな国という形の中でやはりやっていけない部分があるんじゃないかというように思っておりますけども、ただ地方のサービスについてはやはりしっかりと残していただきたいと、そういう思いが現在ではありますので、基本的にはしっかりと意見をさせていただいて、賛成をしていきたいと思っております。

川上委員

いま八児委員からも賛成討論がありましたので、一言だけ。私は国の行政機構について改革すべきことは当然あると思います。しかし改革するのであれば、その方向は住民サービスが向上する方向に、そして地方公共団体とも十分な財源問題含めた認識の一致のもとで検討されるべきだと思います。今回、請願の趣旨の中心はサービス低下を招くような統廃合を行わないようにということですので、賛成ということになります。

委員長

他に討論はありませんか。

(他になし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「請願第18号 ぐらし支える行政サービスの拡充を求める請願」について、採択すること

に賛成の委員は挙手願います。

(挙手、全会一致)

全会一致。よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出がっております。

報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「平成22年度職員採用試験の申し込み状況について」、報告を求めます。

人事課長

平成22年度職員採用試験の申込受付を8月2日から8月17日まで行いましたので、その概要をご報告いたします。採用職種は行政事務上級、行政事務初級、土木及び建築でございますが、申し込みにつきましては行政事務上級が203名、行政事務初級が56名、土木が8名、建築が8名で、総数275名の申し込みがっております。なお、それぞれの職種ごとの採用予定数は行政事務上級が5名以内としておりますので、203名の申し込みの状況から40.6倍、行政事務初級が2名以内としておりますので、56名の応募でございますので28倍、土木が2名以内の採用予定に対し、8名の申し込みでございますので4倍、建築が1名以内の採用予定でございますので、8名の申し込みに対しまして8倍という状況になっております。

なお、第1次試験につきましては9月19日日曜日に近畿大学産業理工学部で行います。また、2次試験につきましては11月上旬に2日間を予定しておりますが、日程及び試験会場につきましては、第1次試験合格者に郵送で通知をする予定にしております。

委員長

報告が終わりまりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成22年7月14日の豪雨による災害状況について」、報告を求めます。

総務課長

「平成22年7月14日の豪雨による災害状況について」、その概要を報告いたします。

7月10日から7月14日にかけて、西日本で梅雨前線の活動が活発になり、九州北部を中心に大雨となり、本市では10日16時から14日24時までの累計雨量が495.5ミリ、最大1時間降水量65ミリを記録しました。雨は14日午前2時頃より激しくなりましたが、すでに12日から災害警戒準備室を設置し、気象・河川情報を収集するとともに災害警戒本部への移行準備を開始していた本市では、午前1時50分に洪水警報が発令されたことから、ただちに災害警戒本部を設置、第2-B配備とし警戒体制に入るとともに、参集システムによる職員の呼び出しを行いました。2時15分に市域に土砂災害警戒情報が発表されたことを受け、土砂災害想定地域に居住する市民に対し、防災行政無線及びワンストップ防災情報伝達システムによる警戒情報の提供を行いました。その後も降雨が強まり遠賀川の水位が上昇したことから、災害が発生することが予想されたため、4時19分に災害対策本部を設置、第三配備とし初動体制を整えるとともに、14カ所の指定避難所を開設いたしました。4時35分に市内の土砂災害想定地域12カ所、浸水想定地域17カ所に対し避難準備情報を発令し、ついで4時40分にこのうち4カ所の浸水想定地域に避難勧告を発令いたしました。発令後は特に災害時要援護者避難支援プランに基づき、高齢者や障がい者等の避難支援および安否確認に努めるとともに、以後9時3分までに計8回の避難勧告を発令しました。雨は遠賀川が5.21mの最高

水位に達した9時30分以降小康状態となり、午前中に止んだため、災害対策本部を応急体制に切り替え、被害状況調査、し尿処理などの対策に着手し、17時30分警報等の解除に伴い避難勧告を全解除いたしました。翌15日は民地調査、消毒・ごみ処理活動などを本格化させ、被災者への市の支援策15項目の検討に入り、復旧体制へと移行した16日午後からは被災者の方々のための相談窓口を本庁2階に開設し、支援策の周知・広報に努めるとともに、23日まで窓口を継続しました。指定避難所の避難者につきましては、15日午後にはすべて退所されたことから、徐々に本部体制の縮小を図りましたが、25日に災害見舞金の交付が一段落したことから、翌26日に災害対策本部を解散しました。なお、避難所におきましては、一昨年締結した「災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定」に基づき、協力企業から食料等の支援を受けています。今後は、被災施設の復旧事業を着実にやっていくとともに、被災されました市民の皆様の速やかな復興に向け、可能な限り努力する考えでいます。

続きまして、提出いたしております資料に添って概要を説明させていただきます。お手元の資料の1ページをお願いいたします。災害被害状況一覧表でございますが、このうち上のほうの住宅被害の床上浸水世帯55世帯、床下浸水世帯152世帯となっております。店舗・事業所といたしましては、床上浸水19件、床下浸水45件となっております。その他道路、河川、がけ崩れの箇所についてはそれぞれ186カ所、94カ所、33カ所となっております。被害総額といたしましては、農林施設、公共土木施設等合わせまして推計約18億4000万円というふうにご試算しております。

2ページから4ページまでは自治会別の被害状況表でございますが、今回被害に遭われました地区といたしましては、鯉田地区、幸袋地区、颯田地区、それから二瀬地区のうちの西川津、東川津といった所に床上浸水が発生いたしております。

5ページをお願いいたします。5ページからは6ページにかけましては避難者の状況でございます。14日の午前11時に最大120名の方々を23カ所の避難所に収容いたしております。6ページをお願いいたします。こちらは翌15日の状況ですが、正午までにほぼ全員の方が撤収を完了いたしております。今回、市民の皆様方の避難行動が極めてスムーズであったというように言えるかと思っております。

7ページをお願いいたします。災害時要援護者支援の状況でございますが、今回、浸水想定地域及び土砂災害想定地域にお住まいの要援護者の方々413名に対し、それぞれ情報伝達と安否確認を実施いたしております。また被害想定箇所以外のよう援護者の方々につきましても、また浸水想定地域あるいは土砂災害想定地域以外の要援護者につきましても、在宅介護支援センター並びに地域包括支援センター等のご協力によりまして、安否確認を527名の方々について行ったところでございます。またその他障がい児者団体協議会ほか関係6団体に情報提供を行っております。

8ページ、9ページにかけましては災害時要援護者支援の経過記録でございます。

10ページから12ページにかけましては、冒頭で申し述べました災害対策本部の行動記録でございます。

13ページにつきましてご説明申し上げます。今回の降水量と河川の水位の時系別の表でございます。14日の午前5時頃に最大1時間雨量65mmを記録いたしております。また川島の水位といたしましては14日の午前9時30分に5.21mの最高水位を記録いたしております。はんらん危険水位の5.4mからいいますと、19cmほど下回っているというような状

況でございました。

14ページ、15ページをお願いいたします。今回の集中豪雨によります被害者の救済制度でございますが、市の支援項目15項目を記載したものでございます。今回、昨年7月24日水害と異なりまして、災害救助法の適用を受けておりませんでしたので、県の見舞金あるいは中小企業者等への融資、災害援護資金の貸し付けといったような救済制度は設けておりません。しかし市の支援策といたしましては昨年と同様の15項目の支援を提示しております。15ページにつきましてはこの救済制度の執行状況表でございますが、一番上に記載しております見舞金につきましては、8月10日現在64件、192万円を交付いたしております。またその下の税金等の免除、その他の支援策については記載のとりの執行状況でございます。

16ページをお願いいたします。各排水機場の運転開始時間及び運転開始水位を記載いたしております。ここに記載のほか、水門、樋門、井堰等の管理につきましても適正な管理を実施いたしております。

17ページをお願いいたします。17ページにつきましては、災害ごみ、消毒、し尿処理の状況でございますが、し尿処理につきましては被災後3日間でほぼ終了いたしております。また、ごみ、消毒につきましても被災後ほぼ1週間で大半のところの処理を行ったところでございます。

18ページをお願いいたします。相談窓口の受付状況でございますが、被災後2日目の16日の午後から7月23日まで、連休をはさみまして毎日8時30分から17時まで開設いたしました。その間、来庁者、電話等のご相談件数は合わせて217件、り災証明等の発行につきましては58件の発行をいたしております。なお、証明等の発行につきましては23日以降も総務課において、引き続き継続いたしておりますところでございます。

19ページをお願いいたします。災害ボランティア、企業ボランティア及び災害時の生活必需物資等の供給状況調べでございますが、今回、災害ボランティア等につきましては実施いたしておりません。生活必需物資等につきましては冒頭の説明で申しましたように、ニューマルシンさんのご協力をいただきまして85食のお弁当等を原価にて供給していただいております。

最後になりますが20ページの義援金・義援品の状況でございますが、今のところ義援金品の受領はいたしておりません。

以上、簡単でございますが7月14日豪雨による被害状況等の報告を終了いたします。

なお、この場をお借りしてご報告させていただきたいと思っておりますが、9月12日に第2回の飯塚市防災フェアを計画いたしております。多数のご参加をよろしくお願いいたします。

管財課長

関連で、災害に関しまして一般競争入札の中止について、ご報告いたします。飯塚市明星寺1614番のため池地につきまして、一般競争入札により土地売却を進めておりましたが、大雨によりため池の堤体が崩壊し、災害復旧に日数を要するため、入札の中止をいたしております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

警報だとか避難勧告だとか、かなり比較的早かったのではないかと、適切ではなかったかという面と同時に、なかなか聞こえにくかったというようなことも聞いておりますが、こうしたことも含めて、現在の防災マニュアルがこのくらいの雨、浸水に対してどういう効果があった

か、あるいは不十分さ、今後の課題はないのか、そういうチェックはもうされておりますでしょうか。

総務課長

今回の災害に際しまして、防災マニュアル上の問題といたしましては、まず、やはり道路情報あるいは支所との連絡、これらについてはまだまだ改善の余地があるのではないかと考えております。また、防災行政無線につきまして、今回活用できたということについては一定の評価をいたしておりますが、お尋ねのようにやはり聞き取りにくいところがございます。これらにつきましては、終戦記念日の8月15日にサイレン吹鳴の機会がございましたので、この際二十数カ所に職員と業者と手分けして聞き取りにくい地域に参りまして、そのうち10カ所についてはデシベルという単位で放送、音の大きさを測る機械がございます。10カ所についてはその機械を持ち込みまして、評価をいたしたところでございます。やはりその二十数カ所の中でも何カ所か、現在評価中でございますけれども、聞き取りにくいという所がありそうでございますので、現在それらについてスピーカーの向き等を変えとかいような調整を現在検討中でございます。あと、初動マニュアルについては前回非常に苦情がございましたので、電話の応答、これにつきましては自動応答装置をつけましたので、今回苦情というのはほとんど今のところは受けておりません。全体的に速やかな対応ができたのではないかと考えております。その他、防災上ということではございませんが、昨年と同様の所に浸水がやっぱりあったということで、課題としては今後の浸水対策、それからやはり民民の問題ですね。こういったものというのは課題としてやっぱりあるのではないかと考えております。

川上委員

平成15年の7.19との比較もあるうとは思いますが、特に昨年の水害対応との関係でチェックしながらですね、現在のマニュアルを必要なところをさらに改善していく必要があるのではないかと思います。

それともう一点はですね、先ほども触れましたけれども、市の大型工事があったために水害がひどくなったということがないかということなんですよ。それで、きょうは都市建設部もおられますけれども、鯉田工業団地についてですね、この地域の水害の影響増大ということはなかったかどうか調査されるべきではないかと思うんですが、どのようにお考えかお尋ねします。

土木建設課長

調整池につきましては福岡県都市計画協会発行の開発指導要綱開発許可制度と開発許可申請の手引という基準書に基づいてつくっておるわけでございます。部分的なものでなくて、まだ鯉田は特に広範囲の土地がございます。そういうところを踏まえまして、いろいろいま検証を行っておるところでございます。

川上委員

現実に水害で例年以上に苦しんだ地域があるわけですよ。ですから、都市計画のほうできちんと自分が行った工事によってね、新たな水害地域が増えた、あるいは被害が増大しているということがなかったかどうか、まず、きちんと調べると。それはメジャーで測ることができるものもあるかもしれないけども、やっぱりその周辺地域の方々から生の声を聞いてね、それに基づいてさらに調査をすると。打つべき手が出て来れば手を打つというようにしてもらいたいと思います。

それからあと一、二、管財の関係ですけれども、市報で、工事のあったところ明星寺のため池の土地ですね。それで水害で堤防が一部決壊してというのが入札延期の理由と聞いておりますけど、どういうふうに決壊したのかお尋ねします。

農林課長

7月14日の豪雨におきまして、ため池に亀裂が入りましてそれが崩落しまして、隣地及びその隣地周辺に農業用水路、市道、農地に土砂が入り込みまして、今日まできて、一時的な応急的な土砂撤去等は既に終わっておりますが、今その後のため池の状態がおもわしくなく、汚泥の流出が一部ありましたので、下部の農地等に影響ない汚泥の一部撤去と、止めに入っておるところでございます。今後は防災的に隣接者と協議を進めているという段階でございます。

川上委員

今までも水害があったんだけど、そのときもそういう今回のような決壊があったんでしょうか。

農林課長

例えば今年の豪雨につきましては一部水の流出はありましたけど、災害が起こってる状況ではなかったということでございます。

川上委員

雨の降りようがよくわかりませんが、今回だけ、今回新たに堤防が決壊するという事態になったのは、原因は何だと思えますか。

農林課長

このため池におきましては、以前からため池の下部と申しますか、直接下に以前農地がございました。その農地に直接このため池から水を引き込むという形のため池でございます。その農地、受益地につきましては現在は当時からの農地だけの受益ため池というふうになっていたところでございますが、昭和五十何年、ちょっと手元に資料がございませんが、その農地が転用をされまして、受益のないため池となっております。その後その状況が私どもの市における確認作業、管理的なものが悪かったのではなからうかと思っておりますが、一部漏水をしていたということで、昨年下部に直接隣地を持たれております方から、漏水をしているということをお願いしまして、昨年あたりから確認は取っていたところでございますが、先ほど質問者が言われますように、雨の降り方がどうであったかということも影響がありそうですが、そういったいろんな要因が重なりまして、今回一部堤体の崩落につながったものではないかというふうに考えています。

川上委員

もともとこのため池についてはあまり強固ではなかったということなんですね。そういうため池のすぐぎりぎり横までね、なぜ真砂土を採る工事が行われたのかね、真砂土採取がぎりぎりまで行われたのはなぜですか。目視で調査するとね、ため池の堤体のすぐそこまで真砂土が採られてるわけですよ。先ほど、今度の結果についてはいろんな影響があるんだというに言われましたけど、雨の量はよくわからない、従来から脆弱というところで真砂土をそこまで採ったのが今までと大きな変化なんですよ。ですから今回の決壊についてはいろんな要因がもちろんあるんでしょうけども、この真砂土を堤体のぎりぎりまで採ったというのは大きい要因のひとつに入るのではないかと思いますけど、管財課のほうはどうお考えになってますか。

管財課長

管財課といたしましては、ため池敷に境界がございまして、真砂土を採ったということでございますけれども、その部分については3m幅ほど外したところで境界を侵していないといった点で、ため池敷が弱かったということですけど、どの程度のものであったかというのはちょっと実証できないような状態かと思えます。

川上委員

じゃあ普通そういう場合はですね、どこまで市の財産の、どこまで真砂土を採ることを認めるんですか。

総務部長

どこまでの範囲ということでございますけども、隣地所有者の土砂のほうの採取許可は取っ

であるというような話は聞いておりますけども、私どもの市有地を境界を侵していない範囲についてまで、私どもがどうのこうのということは申し出できないというふうに理解をいたしております。

川上委員

平板な土地に境界があるわけじゃないんですよ。山があって、断面ですよ、ため池があって、そしてこうなってるんですよ。そしてこっち、ずうっとどこまで削ってくるんですか。境界がここまでだからそこまでは民地ということでしょう。そこまで削っていいんですか。そこまで削れば崩れるでしょうも、当然。だから、我関せずということじゃないでしょう。だから、どこまで削っていいのかということを知りたいわけですよ。

総務部長

農林のほうからも境界ぎりぎりということではなくてですね、その手前まで、1 m以上ですか、間を残した範囲で掘削はなされておるといことは聞いております。

川上委員

その隣地の土地の所有者は土木建設にかかわる方で、元市議会議員ですよ。この方があなた方とどこまで削っていいかと聞けばいいじゃないですか。あなた方ずっと削られてきててね、いつ崩れるかわからなかったでしょうも、売らんといかんのに。3 mになったらいいのか、1 mまでいいのか、50 cmになればいいのか、崩れるに決まってるやないですか。要するに、あなた方は売ろうとした財産を隣地の方がどんどん崩す危険性があったのをね、容認してきたんじゃないですか。ため池という財産が壊されかかっているのに、つながりかねないのに容認しとったんじゃないかと。その中で、今度の雨が降って決壊したんじゃないですか。あなた方の責任重大だと思いますけど。

総務部長

財産権の問題も含めてのお話だと思います。当然隣接所有者についても財産権ございますし、私どもについても財産権ございます。当然ため池の中で私どもの所有地、これ自体が直接的に侵されるということであれば、私どもとしても手を打つということはあったかもしれませんが、その手前までということでは報告を受けております。そういう状況の中で、質問者が私どもに当然何らかの法的行為をすべきだというようなご意見かもしれませんが、そういった分については今後また検討、弁護士ともですね、相談しながら検討していきたいとは思っておりますが、私どもの市有地を直接的にということではございませんでしたので、その点についてはご理解のほどよろしくお願いたします。

川上委員

じゃあ、弁護士と相談するということを確認します。弁護士と相談してる間に、入札を延期してるんだからやり直すでしょう。そうするとこの隣地の方はですね、あなた方と利害関係を有して戦う相手になるかもしれないわけですね。そうするとね、この方はこのため池の土地800㎡をくださいということ、応札することを認めてよいと思いませんか。

総務部長

入札については延期ということではなくて一旦中止をいたしております。

川上委員

中止ということは売らないということですか。

総務部長

中止ということではございません。

川上委員

8月16日に応募はもう済んでるでしょう。そのメンバーで入札するんじゃないですか。一旦中止ということは起こすということではないんですか。もう16日の応募はもう締め切りはなしにするということですか。

総務部長

先ほど言われました入札については中止、入札については中止ということでございます。

川上委員

中止ということはですね、公告は生きていますわけでしょ、売りますよという公告は。それももう白紙ですか。じゃあ、白紙ということを確認してください。

総務部長

取り止めたということでございます。

川上委員

それは確認します。元どおりにいま戻す工事をしているんですか。いま何の工事をしてるんですか、あそこで。

農林課長

先ほど述べましたように、最初に周辺の応急的な対応、市道とかの対応をとりまして、現在はため池内にご存じのように、汚泥、ギ口的なものがございますので、その流出の防止策を講じたということと、今後につきましては隣接者4名ほど、ため池周辺の隣接者4名ほど所有者がございまして、その方と今後については防災的なものを含む工事をどのように進めていくかということ協議している段階でございます。

川上委員

先ほどね、私はため池は市の財産なので守らないかんということを行いましたけど、総務部長は隣の方が泥を採取することの、採石というんですかね、許可を得ておるといって言われましたね。許可を得て真砂土を採ったというふうに言われたでしょ。言ったんですよ。それはどういうことか、少し説明してください。

総務部長

質問者のお話にお答えする形で、土砂採取というようなこともお聞きしたということはお答えいたしました。私が許可証を見たわけでもございませぬ。隣接者の方が掘削されたことは事実でございます。

川上委員

先ほど許可を受けておるといふふうに言われませんでしたか、その隣地の方が。許可を受けて採られてるんだから、市はもの言えませぬといふふうに言われたでしょ。だから、許可というのは坂平末雄さんなんですよ、隣地の持ち主は。どこからどういう許可を得ているんですか。それをちょっとお尋ねします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:32

再 開 12:36

委員会を再開いたします。

川上委員

部長が許可を得ているといふふうに聞き及んでおるといふ答弁だったようですが、許可を受けた業者は誰なのかね、それからどこを真砂土を採取していいエリアとして許可を受けたのかね、そのところを確認してないでしょ。このエリアには、300メートルのエリアの中には、そこを含む300メートルのエリアの中には認可切れで採取しておる業者もおるんですよ。繰り返し繰り返し県からも指導を受けている。そこに産廃の中間処理施設まで造ろうという業者もおるんですよ。砕石をしとりましたとか、真砂土を採っておりましたと。これは違法状態を繰り返していたわけ。だから業を煮やして、あなた方の市民環境部長が電話かけたというふうに答弁をしましたよ。何しよるとかと言いましたって、言っていましたよ。そういう所なんですよ。そういった所で市の大事な財産があって、ぎりぎりまで削られてて、じっと見て

たわけですよ、あなた方は。これは怠る行為ですよ、財産管理を。だから、よく弁護士とも相談してもらいたいと思います。別の機会に質問もしたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。